中小企業退職金共済制度に係る不正契約等について(追加判明)

日本生命保険相互会社(社長:清水博、以下、「当社」)が、過去に加入勧奨を行っていました中小企業 退職金共済制度(以下、「中退共」)において、2014年12月22日・2015年6月30日公表分*に加え、 追加で不正契約等が判明いたしました。

不正契約等が追加判明したことについて、お客様、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下、「機構」)をはじめとする、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申しあげます。

※2014年12月22日付プレスリリース: https://www.nissay.co.jp/news/2014/pdf/20141222.pdf
※2015年 6月30日付お知らせ: https://www.nissay.co.jp/topics/2015/pdf/20150630a.pdf

当事案の詳細は下記のとおりです。

記

今回の調査について

(1) 発覚の経緯

当社が加入勧奨を行ったお客様より、中退共加入資格への適合性に疑義が生じた旨の申出があり、機構に報告しました。その後、機構の指示に従い、2014年の不正事案に関与した当社元営業部長が過去に在籍した拠点を対象とする追加調査を行ったところ、前回と同様の不正契約等が判明しました。

(2) 調查範囲

前回調査で不正関与が判明した当社元営業部長が、1994~2008 年度に担当した 9 拠点の中退共契約

(3) 調査結果(追加で判明した不正契約等)

取り扱った職員

営業職員34名

件数

被共済者数 322 名 (事業主数 108 名)

不正契約等により受給された退職金等 計 59,299,767 円

(4) 当社の対応

○機構に対する賠償

不正契約等により受給された退職金等相当額について、当社は責任を認め、機構にこれをお支払い します。なお、当社が賠償した金員については、当事案の関与職員に対し、その責任に応じて求償 してまいります。

○当社関係者の処分

社内規定に基づき、関係役員・職員について、厳正に処分を実施します。

※現在、当社では中退共契約の加入勧奨活動は行っていません (新規取扱は 2014 年 12 月より、 追加取扱も 2015 年 10 月より停止)。

以 上